

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（外国特定金融関連業務会社の業務）</p> <p>第五十七条の四 法第百六条第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第十三号及び第二十号から第二十三号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。</p>	<p>（外国特定金融関連業務会社の業務）</p> <p>第五十七条の四 法第百六条第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第十三号、第二十号、第二十一号及び第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。</p>